

第17号議案

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

品川区立在宅サービスセンター条例（平成3年品川区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条を第4条とする。

第2条（見出しを含む。）中「および所在地」を「、所在地および提供するサービス」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

2 サービスセンターは、前項に規定するもののほか、介護に関する情報提供、高齢者等の家族介護に対する支援その他区長が必要と認めるサービスを提供する。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所介護 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第8条第7項に規定する通所介護をいう。

(2) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。

- (3) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (4) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (5) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (6) 生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護をいう。

第7条第1項第1号中「第4条第1号に掲げるサービス」を「通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護」に改め、同項第2号中「第4条第2号に掲げるサービス」を「第1号通所事業」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 生活介護 支援法第29条第3項第1号の規定により、生活介護に通常要する費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した費用の額とする。）

第12条第1号中「第4条各号に掲げる」を「第3条に規定する」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	所在地	提供するサービス
品川区立八潮在宅サービ	東京都品川区八潮五丁目	1 通所介護

センター	10番27号	2 第1号通所事業
品川区立大井在宅サービスセンター	東京都品川区大井四丁目14番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立大崎在宅サービスセンター	東京都品川区大崎二丁目11番1号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立戸越台在宅サービスセンター	東京都品川区東中延一丁目5番7号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立荏原在宅サービスセンター	東京都品川区荏原二丁目9番6号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業
品川区立五反田保育園ふれあいデイホーム	東京都品川区東五反田二丁目15番6号	1 地域密着型通所介護 2 第1号通所事業
品川区立小山在宅サービスセンター	東京都品川区小山七丁目14番18号	1 認知症対応型通所介護 2 介護予防認知症対応型通所介護
品川区立中延在宅サービスセンター	東京都品川区中延六丁目8番8号	1 通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業 5 生活介護
品川区立月見橋在宅サービスセンター	東京都品川区南大井三丁目7番10号	1 地域密着型通所介護 2 認知症対応型通所介護 3 介護予防認知症対応型通所介護 4 第1号通所事業

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説明) 中延在宅サービスセンターで提供するサービスを拡充するほか、規定を整備する必要がある。